

令和5年度第15回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和5年11月27日（月）13時30分～14時05分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：織田委員長、木下委員、鈴木委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長（ほか事務局職員7名）

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)事務局長から、本日の付議案件が協議事項4件である旨発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて

総務審査課から、令和5年11月1日付け審査請求事案について、内容を検討した結果、地方公務員法第49条の2及び第49条の3並びに不利益処分についての審査請求に関する規則第3条に規定する要件を満たすものと認められる旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり受理することを決定した。

・協議事項2 給与改定に関する条例案に係る意見について

給与課から、令和5年第4回北海道議会定例会に提案される北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について、令和5年10月6日付け当委員会の勧告に鑑み、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び防疫救済作業手当の額の改定を行おうとするものであって、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項3 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（第3条ないし第5条の規定を除く。）に係る意見について

給与課から、令和5年第4回北海道議会定例会に提案される地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、地方自治法の改正に鑑み、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとし、併せて規定の整備を行おうとするものであって、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項4 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について

給与課から、令和5年第4回北海道議会定例会に提案される北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、この条例案は、北海道地方警察職員の特殊勤務手当について、警衛警護手当及び遠隔地水上警戒業務手当の額の改定を行おうとするものであって、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。